

赤井川村農村再生特区

都道府県名：

北海道

申請主体名：

赤井川村

区域の範囲：

北海道余市郡赤井川村の全域



特区の概要：

赤井川村は地域を「魅力ある農業・農村地域」として発展させることを目標としている。そのための施策の一つとして、新規就農を希望する者の農地取得に係る初期投資の軽減を図るため、構造改革特別区域の指定を受け、農地取得後の農地の下限面積要件を30aに緩和し、農業に参入しやすい環境を整えることにより、農地の効率的活用と農地の保全管理が適切に行われるよう誘導する。

適用される規制
の特例措置：

・農地取得後の農地の下限面積要件緩和



【村の風景】



【研修中の新規就農希望者】